

サルモネラ（o4:i:-）が届出伝染病の対象となりました。

家畜のサルモネラ感染症として Pullorum（ひな白痢）、Gallinarum（家きんチフス）が法定伝染病に、Dublin、Enteritidis、Typhimurium、Choleraesuis が牛・豚・鶏のサルモネラ症として届出伝染病に規定されています。

しかし近年、*Salmonella* Typhimurium（以下 ST）に性状が類似しているが、鞭毛抗原の第 2 相を持っていないサルモネラ（o4:i:-）の家畜への感染事例が増加していました。そのため、この株について国が家畜からの分離状況および病原性を調査した結果、ST の遺伝子が一部変異したものであり、その病原性も ST と同等であったことからサルモネラ（o4:i:-）を届出伝染病として取り扱うことが決まりました。

この菌は牛・豚に感染し、発熱や下痢を起こします。当管内でも平成 28 年に豚の下痢の病性鑑定で本菌を分離しており、当地域に侵入していることを確認しています。農家の方で飼っている家畜の下痢でお困りの際は家保までご相談ください。